伊賀市自治基本条例改正案パブリックコメント 意見一覧

意見数 :32名(うちWeb利用17名)、 62件

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	意見		第1項各号の記載順序等について ①通常、何事も前提となる重要な事柄や優先すべき事項から順に記載することを考えた場合、改正案(3)(現行(2))に記載の「自然との共生」に関する事項は、全ての人間活動の根本基盤・大前提であるだけでなく、生きとし生けるもの全ての権利にも関わる事項なので、(1)に記載すべき条文は、改正案(3)の条文であるべきと考えます。	総合政策課	今回の改正内容(参考資料1参照)ではないため、今後の検討に際し参考とさせていただきます。	_
		2	②なお、本条文には、自然との共生と言いつつも、なぜか「資源の有効活用」に言及しているのみで「保全」や「保護」が言及されていないので、例えば、「(1)自然との共生を図り、地域が有する様々な資源の保全に努めるとともに、持続可能な形で有効に活用するなど、次世代に引き継ぐべき循環型の自然共生地域を形成する。」などが考えられます。	総合政策課	「No.1」と同じ。	_
			③次いで、(2)に記載すべき条文は、改正案(2)(現行(1))の「補完性の原則」に関する条文であると考えます。その理由は、この「補完性の原則」という概念は、単に行政が市民を補完するとか、市民が行政を補完するという単純な意味ではなく、先ず最小の単位である「個人」が自分でできることは自分で行い、それが不可能な場合や非現実的な場合に限り、その部分のみを次の段階規模の主体で実施するという非常に発展した概念であり、正にこれからの社会の大原則となるべき概念であるため、また、他の全ての条例規則等との体系化を図ることにより、伊賀市の全ての大原則となるものですので、「自然との共生」に関する条文の次に記載すべきものと考えます。	総合政策課	「No.1」と同じ。	_
			④その次に記載すべき条文は、改正案(4)(現行(3))の「情報の共有」に関する内容が相応しいと考えますが、この改正案(4)の冒頭部分「市民が情報を共有し」は、市民が主体の住民自治を成す上で極めて重要かつ基本的な事項であり、現在、これがなおざりにされていることによる弊害が極めて多大であることからも、これに関しては基本理念と下位条項でしっかり掲げる必要があります。その場合は、改正案(2)の「補完性の原則」に関する条項にて、例えば、「(2)補完性の原則に基づき、個人をはじめとする各主体の責務のもと、まちづくりに関する決定・実行をするとともに、市は、これらの意思決定や実行に必要な情報が各主体の構成員にまで共有できているか監督し、各主体の個性が生きた自治を形成する。」など、まとめて記述したほうがスムーズであると考えます。	総合政策課	「No.1」と同じ。	_
			⑤また、改正案(4)(現行(3))には、「自由に行き来できる環境づくりに努めるとともに、他圏域と交流・連携を進めるなど、創造性あふれる地域を形成する。」とありますが、おそらくここで述べている「自由に行き来」とは、藩政時代の「関所による移動の制限」に似た意味を指しているのではなく、単に、「相互交流・連携」を意図しているのならば、現代に於いてはもはや誰もが自由に行き来しているのであるから、例えば、「交流・連携しやすい環境づくりに努めるとともに」と記載したほうがよい。また、そういう意味ではなく、単にハード面である、「交通網の拡充」や「移動手段の利便性」のことも指しているのならば、なおさら本基本条例や、ましてその基本理念で掲げるレベルのものではなく、別途の条例、もしくは「新市建設計画」等のマスターブランで掲げるべき事項と思われます。	総合政策課	「No.1」と同じ。	_
		6	⑥また、他圏域との交流や連携などは、昔から住民レベルでは買い物や婚姻関係などで行われており、敢えて掲げているのは、現在行政レベルで行われている「定住自立圏」に起因してのことと思われますが、このような信条的ではない実務レベルに近い事は、特段、基本理念で掲げるべきことではないと考えます。	総合政策課	「No.1」と同じ。	_

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	意見	7	⑦最後に記載すべき条文は、改正案(1)の人権に関する条文と考えますが、この条文のみ、憲法第14条の規定とほぼ重複するものであり、また別途、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例、を定めてあるのであるから、これにもそっくりそのまま重複している。自治基本条例の基本理念にまで掲げて取り組もうとする気持ちは理解できるが、それなら何故「差別」については基本理念に掲げるのに、その土台となる人づくりである「教育」に関しては基本理念に掲げるのに、その土台となる人づくりである「教育」に関しては基本理念に掲げないのか?ということにもなる。むしろ、あらゆる差別は、学校教育や社会教育の不備がもたらすものであると考えた場合、「人づくり」を書かずして、「差別」に関してだけを取り立てて記載するのも不自然であると思います。したがって、人権や差別に関しての文言を基本理念に掲げるのであれば、例えば「(3)市民一人ひとりの人権が保障され、差別や問題を素通りすることのない市民を育む教育環境・社会を形成する。」といった深い視点でのものを掲げるべきです。	人権政策課	伊賀市では「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づき、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを進めているところであり、部落問題についても他の人権問題に特化することなく取り組んでいます。 一方で、1922年の全国水平社宣言を契機とした部落問題解決への取組が、その後の様々な人権問題の解決への取組指針となった歴史や経過を踏まえた上で、あらゆる差別をなくす取り組みを将来にわたって継承していくことを、市町村合併時に施行した条例の名称・条文等によって具現化し、現在も他自治体に誇れるあらゆる人権問題解決に向けた取り組みの基軸となっているところです。今後も、この条例を伊賀市におけるあらゆる差別を許さない人権文化構築の原点として、守っていくべき市民共通の認識であることを示す意味から、自治基本条例の基本理念として位置付けるべきものと考えます。 ※人権の視点は、まちづくりの大前提として基本理念の第1号としています。	
		8	②なお、上記の各提案の場合、総合計画や新市建設計画に記載の文言と整合が取れない場合が生じる可能性がありますが、その場合であっても、自治基本条例の記述 は相応しい文言を用いるべきであり、その結果、総合計画や新市建設計画、各条例の文言を改訂する必要が生じたとしても、伊賀市の全ての規範となるべきは自治基本条例であるので、他方をこれの文言に合わせる必要があります。現行や改正案の【解説】にあるような、自治基本条例を各種計画や、まして他の条例に合わせるのではなく、本来は、他の条例や各種計画を自治基本条例に合わせ世制定するものではなく、本来は、他の条例や各種計画を自治基本例に合わせ、制定するものであることを念のため申し添えます。もし、総合計画や新市建設計画がこういう文言だから、自治基本条例にはその文言で書くべきと考えているなら、それは大きな間違いです。それは例えるなら、後から制定した各種法律や計画がこうだからと言って、「憲法」の文言を変えるようなものです。それでは市の方向性が時と場合によってグナグナになってしまいます。自治基本条例の改正は、そういう重厚な責任に基づいてなされるべきです。	総合政策課	・自治基本条例は、新市建設計画の内容(基本理念、地域自治の方針(支所の設置、住民自治協議会など)を担保し明文化しています。 ・ご指摘のとおり、他の条例や計画が自治基本条例と整合を図るべきであります。今後引き続き行う自治基本条例の見直し検討の中では、自治基本条例に本来規程すべき理念や原理原則的なものと、それに基づき運用規定等詳細な事項は他の条例等で整合を図る必要があります。	

条番号等		分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	第 1 号	意見	9		人権政策課	「No.7」と同じ。	

条番号等	j	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	第1号	意見	10	見直し提案、第3条第1項の「部落差別をはじめとする」との文言は削除が必要です。	人権政策課	「No.7」と同じ。	
			11	全ての差別のない社会をめざすためになぜ部落差別だけを特別に強調されるのかがわかりません。この文言は省くべきと思います。	人権政策課	「No.7」と同じ。	
			12	部落差別をはじめとする文言を削除すべきである 人権は個人に与えられた権利であり、個人を尊重し、保障することが人権の基本である。近代の社会での常識である。差別問題も人権獲得の一つであるが、差別問題が解決すれば人権が保障されるものではない。「部落差別をはじめ・・・」の文言をいれることにより、人権が矮小化され、部落問題が肥大化する。市民に部落間題が解決すれば、人権が保障されるとする誤った認識を与える。伊賀市の行政は、三重県下でも数少ない、同和課を設置し、同和施策を実施し、部落差別解消として様々なことが行われ、その結果、旧同和地区住民以外差別者であり、旧同和地区住民は差別されるものとし、市民に自分自身の差別性を自覚することであるという啓発等がおこなわれ、施策が受けられるもの・受けられないものとが生まれ、行政のもつ公平・公正さをいだつしている。このことは市民を分断し、伊賀市の同和啓発・司和施策に対して自由に意見を述べることも増れる状況を作り出している。人権侵害であるとも考える。この文言をいれることは、各住民自治協議会に人権侵害を助長し、進めることになる。	人権政策課	「No.7」と同じ。	

条番号等	分類	類 N	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条 第	1号 意5	見 1	は、人たのして、たまに人権だった。	にある「部落差別をはじめとする」は不要と思います。伊賀市のまちづくり 真尊工、反差別の精神で進めるという姿勢が明確にされればよいと考えます。 きし、解説に「部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃条例」の趣旨とそれ リンク、また世界人権宣言や各種条約や日本国憲法などの趣旨については記載 いただきたい。 解説文(「また、これまで…」)を次のように修正するよう提案します。 、市民生活全般について、あらゆる角度から差別撤廃を目指し、暮らしの中 重についての学びがあり、お互いを尊重しあえる文化を確立することがまちづ ことって不可欠であることを明確にするため、この条文を追加して定めま	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1	常輝1者社れ部提下とく条女的の差に	人権条文を加えていることの説明には「差別しないことがあたりまえの日 たありますが、あまりに薄っぺらい人権です。自治基本条例の前文には「人が 地域が輝く」とわかりやすく人権の目途があります。さらに12条、13条、 地域が輝く」とわかりやすく人権の目途があります。さらに12条、13条、 に市民の権利とともに社会的に参加機会が狭められかねない外国籍の人、若 性、障がいのある人などへの配慮が必要なために国籍、民族、性別、午齢、 可又は経済的環境等にかかわらず平等な立場で参加し認め合うとあります。こ の条項は部落差別という必ず克服できる差別を過去のものにする決意と新しい に別をつくらせない現実を踏まえた表現になっています。 には誰も個人として尊重されほったらかしにされることなくほったらかしにし お互いを認めあい豊かな文化の地域社会を形成する」	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1	別がな どます。 ては、	選差別をはじめとするあらゆる差別のない」を削除してください。人権は、差れいだけでなく、人として生きる権利全般のものです。権利擁護の矮小化にといる。「部落差別をはじめとする」という文言で、市民に大いなる誤解を与え市が推進されている人権擁護は、幅広いものであるし、障害を持つ人にとっ「障がい者差別をはじめとする」と言いたいのではないでしょうか。分断や法持ち込むような表記は市の条例にふさわしくありません。	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1	い、耳を見るというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のないに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。」この文中の	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1	市民一 に多様 (意見	に加えられた(1)について -人ひとりの人権が保障され <u>部落差別をはじめとするあらゆる差別のない</u> 互い 性を認め合う人権文化あふれる地域を形成する。 ま) 部分を削除してください。部落差別、同和行政解消に逆行することになりま	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1		接別をはじめとする」の文言を削除することが伊賀市の人権施策を公正で民 施策にする第一歩と考えます。	人権政策課	「No.7」と同じ。	
		1	らない だろう 部落差	接別をはじめとする」とあるが、なぜ部落差別を第1に取り上げるのか分かい。今の社会、人間の差別として大きなものは男女差別、働き方差別ではないいか。 時別だけ取り出して市民に注目させようとする市のやり方は納得できない。そ 、部落差別の文言を削除すべきである。	人権政策課	「No.7」と同じ。	

条番号	等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	第1号	意見		改正案にある「部落差別をはじめとする」という文言は、削除すべきです。差別には、女性・障がい者・人種・フクシマ・アイヌ・思想・学歴・性など、様々のものがあります。伊賀市が様々な機会を通して使っている「部落差別をはじめとする」というフレーズは、部落差別を特別扱いし、差別を序列化しています。差別に「はしめ」も「最後」もありません。差別をなくそうと言っている伊賀市が、人権・差別問題に差別と分断を持ち込んでいると思います。また、伊賀市は国の特別措置法が終了したにも関わらず、特定の地域を「同和地区」と規定し、「部落差別をはじめとする」という文言から始まる条例を根拠に同和施策を継続しています。その文言を、伊賀市の憲法ともいわれている自治基本条例に規定することは、部落差別の解消に逆行し、同和行政の永続になると考えるため、削除すべきです。	人権政策課	「No.7」と同じ。	
			21	部落差別と言う言葉は必要です。 部落差別で結婚や職場で生きづらい思いをしている人はまだまだたくさんいます。	人権政策課	部落差別解消推進法にも明文化されているように、今なお部落差別を受け、 苦しんている人が多く存在しています。部落問題解決への取組があらゆる人 権問題に向き合う起点となった経過を踏まえた上で、今後もあらゆる差別を 許さない人権文化の構築に向けて各種事業に取り組んでまいります。	
				部落差別をはじめとするあらゆる差別…は必ず必要。 差別が未だにある以上この条約を無くしてしまうと差別がなくなったと認識してしまい皆んなの意識が疎かになってしまう。 今の子どもたちに差別を受けさせない、させないようにするには一つでも多く条約を結ぶ方がいいと思う。	人権政策課	「№21」と同じ。	
				部落差別が未だに残っているのは、私たち市民の知識や理解が不足しているところが大きいと思っています。正しく知れば、誰もが「こんな差別はおかしい!」と気づくはすです。「部落差別をはじめとする・・・」と明文化することで、特定の一部の問題ではなく、全ての市民にとっての課題であることがわかりやすく、伝わる内容になると思います。ぜひ、この言葉を入れてください。	人権政策課	「No.21」と同じ。	
				部落差別に関して誰もが学ぶ必要があります。 今現在、この差別で苦しんでいる人もたくさんおり、勉強しようとしている若者もいます。 学習しなくて良い、知らなければいい、とうのは絶対に間違っています。	人権政策課	「№21」と同じ。	
				長い間、伊賀市が、部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくす取り組みを続けてきた事は、伊賀市民のみならず、全国のたくさんの方々の、生きる力になってきたはすです。 こうして基本理念に明確に記載することで、誰もが、誰にも邪魔されず幸せに生きる事を、何より大事に考える市民でありたいという覚悟だと思います。 ここまで、先人の方々のたくさんの取り組みに、感謝いたします。	人権政策課	「No.21」と同じ。	

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条 第1	意見		今回の改正案については基本的に賛同します。部落差別解消推進法が施行されて以降、①市が実施した人権意識調査では未だ、結婚や身元調査、同和地区の忌避意和地区住民が差別被害に遭っていることが明らかになっていること ②生活実態調査では同和地区住民が差別被害に遭っていることや未だ多くが泣き寝入りとなっていること ③市に報告される差別事象の中で高等学校では「部落アウティング」を高校生が行う問題が報告されている他、市内の高校で部落という言葉を他者を揶揄するために使用する問題が起き続けていること ④社会現場で起きた事象の報告例の多くは、結婚差別事案や同和地区の問い合わせなどであり、そうした事象が相次いでいること ⑤インターネット上では市内同和地区や住民に対する差別や偏見を助長扇動するものだけでなく、同和地区の所在地情報を公開するというアウティング問題がみたとのだけでなく、同和地区の所在地情報を公開するというアウティング問題がまなととがでいること ⑥同和地区にルーツのある若者たちから、市内各所でマイクロアグレッションの被害に遭っていること など、今回のような表記が必要な問題が可視化されています。 市の条例の名称が「部落差別をはじめとよるな問題が市内各所で相次いでいることを受けての改正であることを多くの市民に認識されてほしいと思います。また、こうした部落差別に対して、差別の名がで積りであるの被差別を関いているいかも前のの被差別問題に対して、差別のの終差別に対して、差別の所に対して、差別の所に対していないからいい」という認識にあるのを差別問題に対して、「自分は差別で負わされているとので表別に対して、「自分は差別で負わされているにとで、対別部落を回りているが表差別に対して、「自分は差別で負わされているとのも市民によって、上記のようなお答差別に対していないからいい」という認識にあるも同様です。差別に対していることを見してもらう必要があると思います。法施行以降、早期に部落差別の自然に対しているとを見してもらう必要があると思います。法施行以降、早期に部落差別をはじめ、あらゆる差別をしていくためにも、次のように改正されることを提案します。「市民一人ひとりが、すべての人の人権を尊重し、未だ存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をしない、支えない、なくすための努力を積み上げる。」よろしくお願いいたします。	人権政策課	「No.21」と同じ。	

条番号等	争	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映	
第3条	第1号	意見		基本理念の改正案に、(1)の文言を入れることに賛成です。30年近く人権啓発の想談会に参加してきましたが、まだまだ部落問題に関する市民の差別意識が強く残っています。この現状を、「人権の尊重」という文言で一般化して、一括りに出来ない現状だからです。たとえば、障がい者問題の当事者で、身体障がい者の方が、精神障がい者の問題を理解できていない実態があります。同じように、LGBTQの当事者が、部落問題を理解しているかは別問題です。市民啓発に参加していて、テーマが部啓問題でなくても、まず強く表出するのは被差別部落への見です。だから、部落差別問題なるに人権を語ることは出来ません。アメリカ社会で、人種問題・特に黒人差別問題を中心に据えて、人権を捉えることと同じです。	人権政策課	「No.21」と同じ。		
				「部落差別をはじめとするあらゆる差別」という文言自体が差別的ではないでしょうか。部落差別とそれ以外の差別、部落差別の被害者とそれ以外の差別の被害者、部落差別解消に取り組む人とそれ以外の差別解消に取り組む人、それぞれを差別しているように感じます。伊賀市の最高法規の自治基本条例、しかもその中の基本理念の中に差別的な文言を入れることには断固反対です。	人権政策課	「No.7」と同じ。		
					「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認めあう、人権文化あられる地域を形成する。」という記述に賛成です。2016年に国から出された部落差別解消推進法の主旨に則り、インターネット上での差別情報の氾濫をはじめ、見えにくくなっていますがまだまだ残されている部落差別の現実に対して、私たち一人ひとりの課題として取り組まなければならないという確認をするために、大切な文章だと思います。	人権政策課	「No.21」と同じ。	
				あらゆる差別のない…の文言の前に、何故"部落差別をはじめとする"が入るのか、疑問です。その理由は何ですか。少なからぬ年数と諸経費を費やして部落解放施策を熱心に行われてきました。部落差別はあってはなりません。まだ成果が上がらないと仰るなら、それは施策や教育自体に問題があるかもと省みる必要があると思います。 あらゆる差別問題に伊賀市は優劣を付けることになり、人権施策に支障をきたす策です。そんな人権意識の街に私達市民を住まわせてはなりません。「部落差別をはじめとする」を削除してもらいたいと思います。	人権政策課	「No.7」と同じ。		
				「部落差別をはじめとする」の文言は削除すべきである。伊賀市には、「部落差別をはじめとする差別撤廃する条例」が制定されている。部落問題解決は重要な市の課題であるが、条例として制定されている。 条文を策定するよりも、昨年暮れ、市職員が支所問題の話の中で「上野のある特別な自治協と同じで本地域も特別な考えをしている。やりにくい」との発言を我々にされた。「特別な」とはいろいろな解釈もできるが、私は部落問題を含んだ発言と理解した。その意がなくても、多様性を認め合う人権文化の地域形成と真逆の発言である。ます、市職員の人権感覚の涵養が重要で、いままで何をしてきたのかを問いたい。	人権政策課	「No.7」と同じ。		

条番号等	争	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第3条	第1号	意見		基本的に「改正案」に賛成します。伊賀市自治基本条例に「部落差別をはじめとするあらゆる差別のない」との表現が入ったことは大変意義深いと考えます。これまで、伊賀市における人権教育及び人権行政の内実を創り出してきたのは、紛れもなく同和教育であり同和行政でした。そのことを踏まえた表現だと思います。さらには、水平社以来、部落差別をなくすための活動が、他の差別の解消を目指す活動にも大きな影響を与え、連携を密にしながら、すべての人々の幸福追求が実現できる社会の実現を目指してきていることは、周知の事実だと考えます。そうした背景を勘案された上での表現だと思いますので、改正案に賛成です。決して、差別の解消に順番をつけているのではないことは明白です。	人権政策課	「No.21」と同じ。	
			33	「部落差別をはじめとする」を削除してください	人権政策課	「No.7」と同じ。	
				「部落差別をはじめとする」を削除してください	人権政策課	「No.7」と同じ。	
				「部落問題をはじめとするあらゆる差別のない、、、」の文言が入ることで、伊賀市としても一市民としても、全ての人の人権を大切にしていくべきだとより意識できるようになると思います。コロナ禍の今、人権文化あふれる地域こそ、みんなが住みやすく、社会全体が目指すべきものであると思います。	人権政策課	「No.21」と同じ。	
				第3条の基本理念の(1)に人権の条文が追加されています。人権が保障されることや互いに多様性が認め合うことは、人が生きていく上で、また、まちづくりにおいて大前提であると考えます。大事なことは、その前提のうえで、違いを力にしていくこと、ともに新たな価値を創造していくことであると考えます。特に伊賀市は、外国ルーツの住民や多様な性的指向の住民、移住者などの多様な人々が共生するまちです。そうした地域特性を踏まえた条文が適当ではないかと考えます。例えば、「市民一人ひとりの人権が保障され、互いに多様性を認め合い、ともに新たな価値を創造する地域を形成する」というような条文に変更していただければと思います。	人権政策課	伊賀市では部落問題に特化することなく、他のあらゆる人権問題も同様に解決に向けた取り組みを進めているところです。その基軸としているのが「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」であり、伊賀市におけるあらゆる差別を許さない人権文化構築の原点としてつっていくべき市民共通の認識であると考えます。このことを示す意味において、自治基本条例の基本理念に条例名を冠した文言が必要であると考えます。	
第3条	第3号	意見		現行第3条2項の各地域の「各」の削除は、広い伊賀市において各地の伝統と文化があり尊重すべきである。それぞれの歴史の重みを大切にしてこそ発展性がある。 各地区の「各」の言葉には重みがあり、残すべきである。	総合政策課	地域とは市全体のことを指す場合もあることから、「各」を削除します。	
第3条	第4号	意見		市民のつながりが広がり深まるような伊賀市の実現をめざすための目標として、次のように表現を修正していただきたい。 「市民が情報を共有し、市内を安心安全に行き来できる豊かな人的交流が育まれる環境づくりに努めるとともに、…」	総合政策課	「No.1」と同じ。	_
			39	「創造性」というよりも、いまあるものを大切に「個性」を発揮できる伊賀市の実現をめざすための目標として、次のように表現を修正していただきたい。「…他圏域とも交流・連携を進め、個性あふれる地域を形成する。」	総合政策課	「No.1」と同じ。	_

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第26条	意見		伊賀市ホームページで拝見しましたが、伊賀市自治基本条例審議会の第1回会議資料の資料2の10ページ目にあります、「参考:改正案第26条の2】(住民自治協議会の役割と責務)を今回の改正に当たり加えるべきと考えます。 理由は、この記載を見るの限りでは、「※改正案第26条の2】(住民自治協議会の役割と責務)を今回の改正に当たり加えるべきと考えます。 理由は、この記載発騰)」とあるのて、おそらは下・・「第2億により削なしているがはに、何拠の自民自治協議会によって、記をいませんが、住民的公院をと思われますが、その削除中は上げませんが、住民的公院等交易を必要ないで、おそられたものと思われますが、自治協議会によって、意図的切るのと思われますが、自治協議会によって、意図的対象はに、自治協情報途やいているがは、大教行する組織や役員によって、通図の知る政力を持定とによりでするのものや、対象では、地域住民全員は、のものや、対象では、自治協議会によって、通図の知る政力を持定、となりでは、このものや、対象、また独善的な自治さが表別としている。地域住民全員の知る政力を指します。これによるものと確信します。これによるものと確信します。これのようにより傍苦無人で、欺瞞的な自治協の運営が配り通って、これの名ととによるものと確信します。第2項から第4項については、こしまうらとによるものと確信とます。です。第4項については、これの名ととしたのの条でを出たしたのののです。第4項についと思って、これの名と関係を対しても、といてするの名では、私はいくらでも年間に立った。これの名と関係を対してするのの名では、私はいくらでも年間に立って、この削除なではの表別を対象でする。のの名では、本のののでは、本のののででは、これが認定とには、本ののののでは、これが認定とには、またいのでは、本のののでは、当時には、またいのでは、これが無に対して、これが無に対して、これが無に対して、これが無に対した。といのののでもありません。自治基本条例のでは、これが無に対して、対象ののでもありません。自治基本条例のでは、表別に対象には、といの表別に対象には、といの表別に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	地域づくり推進課	「No.1」と同じ。	

条番号等	等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第26条	第3項	意見		市長は当該地域において行われる住民生活と関連の深い事務で、当該地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ住民自治協議会の同意を得るものと定められているが、その事務の内容については、「住民自治協議会の同意事務に関する規則」第2条で、市が当該地域に設置・運営する公共施設で、市長が必要と認めるもののみとなっている。自治基本条例は、審議会も開催し住民の意見も反映する立場をとっているが、執行上の肝心な部分については、「規則」という形で、行政の都合の良い内容にしているというように勘ぐられても仕方がなく、行政側の本意と反するのではないか。規則の内容についても、住民自治協議会と関連が深い項目については、あらかじめ意見聞き、反映すべきではないか。	地域づくり推進課	「No.1」と同じ。 ※住民自治協議会のあり方や運用等、別途検討を要する事項は、自治基本条例の見直し検討とは別の場で協議します。	_
第28条	解認	意見		今の伊賀市自治基本条例には、地区別計画と記載されており、地区振興計画とは、記載されていない。 市は、平成27年度から平成29年度までの計画期間の地区振興計画書に、「これまでの地区別計画では、内容が総花的であったことや、各支所が関与する施策や事業が曖昧であったことに加え、進行管理がなされておらず、市民と行政の協働により取り組む施策を示した施策の管理もできていなかったといった課題がありました。」と記述している。伊賀市自治基本条例に記載されている地区別計画の未達成を隠すためなのか、変える必要のない名称を、伊賀市自治基本条例を無視して、地区振興計画に変えて再スタートさせたように思える。このときに、阿山支所は、「地区振興計画の年度毎の進行管理を適切に行い成果を上げる。」という約束をされました。そこで、現在の地区振興計画の進行管理状況や取り組みの成果を知りたく思います。ぜひ、地域住民への関示をお願いします。	総合政策課	2006 (平成18) 年6月に策定した第1次伊賀市総合計画では、計画の一つの章として、「地区別計画(地域振興計画)」が策定されていました。いただいたご意見にもございますように、この計画は「内容が総花的であったこと」などいくつかの課題がありました。 2015 (平成27) 年3月に策定した第2次伊賀市総合計画では、これらの課題に対応すべく、「各地区の特性や課題、目標を示す」とともに、「取組の主体を明確に」し、「目標の実現に向けた進行管理」を行うべく、各住民自治地区連合会と市との協働により、「地区振興計画」が策定されました。なお、この計画は、2019 (令和元) 年度末をもって終了しておりますが、ご指摘のように、当該計画の進行管理や地域住民のみなさんとの情報共有といった課題への対応が不十分でしたので、各種計画の進行管理において、PDCAによるマネジメントサイクルを確立させるとともに、市民のみなさんとの情報共有を進めてまいります。	_
第33条 第34条		意見		改正案には「設置することができる」となっているが、「設置する」としていただきたい。 きたい。 解説文に、「報告書に任意の設置という方向性が出ている」と書かれていますが、 第34条の内容を受けるためには、「設置する」としておかなければならないのでは ないでしょうか。今後、審議を進める中で、第34条とも連動して、「任意」にする かどうか、検討していただきたい。	総合政策課 地域づくり推進課	解説のとおり、住民自治地区連合会については、2010(平成22)年3月に自治会代表者、住民自治協議会代表者とアドバイザーの学識経験者で構成する「自治組織のあり方検討委員会」においてまとめられた「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」では、「住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定設置とし、その後は、各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします」と報告されていることから、本来であれば新市建設計画の期間が終了する今年度末をもって市の諮問機関としての役割りは終了することになりますが、住民自治に関する事項と併せ引き続き検討を行うものとして、暫定的に「設置することができる」としています。	

条番号等	\$	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第37条		意見		法第155条に基づかない支所では、支所とは名前ばかりで風前の灯火である。コロナ禍の中、十分な話し合いがもたれなかった。地域の願いや現状の把握が不十分なまま、見切り発車の感がある。この条例は伊賀市の憲法と言われ、市の地方自治の性幹に関わるっている。市の行政執行にフリーハンドを与えてはならないし、補完性の原則の解釈を行政に都合の良いように、上から目線で押しつけてくる実態がある。地方分権の流れの中で用いられる補完性の原則は、概念的に確定されたものではなく行政権を行使する地方公共団体と住民の任意組織である自治協との間に補完性の原則は成立しない。補助支援が大切と考える。地域サイドからみると、市は圧倒的な力を持っている。市を信頼したいが、昨今の様子を振り返ってみると疑問点が幾つかある。理念的な概念形成こそ、かかりした実態に基づく将来の姿を明確にイメージし、市民に納得される必要がある。支所廃止問題でも、確かな話し合いや納得がなされなかった。行政の考えは理解できない。住民の意見はどのように反映されるのか。住民の顧いとの乖離は1番まずいと考える。行政・議会と自治協・市民との意思疎通を見直し、民主的な社会の実現を望む。昨年暮れの支所問題の話を本庁に伺った時、「まち協会長(私)はガバナンスが効いていない、前の会議で言わないのは了解したことではないか、住民に発せよ」、まるで行政の手先のような目線での発言が、伊賀市行政の本質を顕しているのではないか。この問題を説明するは、あなた方の仕事であると私は考えている。補完性の原理の内容の明確化、住民自治協との支所機能の向上に向けた検討協議の担保が文言として必要である。生活に関わる雑多(本来 市の仕事)なことをいっばい自治協に押しつけるやり方は、自治協は万歳することは必死である。	総務課	支所の事務分掌については、事務の効率化と組織のスリム化を図りつつ、地域の行政窓口としての機能を確保する方針を示し、市議会の議決を頂いたところです。この方針に沿って本年度中に規則を改正します。なお、支所の業務については、今後支所の状況や地域住民のニーズに応じて随時見直していくことになります。	
第37条	第1項	意見		現行では、「市は、法第155条第1項で定める支所を設置し、・・・・・」としているが、改正案では、その「法第155条第1項で定める」を削除している。第155条1項に基づく支所とは、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌する、すなわち「総合出先機関」のことを意味しているとされている。現在の支所は、総務、財政、企画を除く部署がすべて配置されているものではなく「総合出先機関」とは言えない。このことにより今回の改正で155条の第1項を削除するものと思いますが、法156条第1項に規定する「その他の行政機関」には、諸証明の発行だけでなく地域振興や防災、人権啓発等も所掌することになる支所は、一般住民の権利義務に密接な関係のある機能を担当する「行政機関」と解すると、第156条第1項に当たるのではないかと思います。よって、「市は、第156条第1項に規定する支所を設置し・・・・」とするべきと考えます。	総務課	ご指摘のとおり、現在の支所は、既に地方自治法第155条第1項で定められた支所の機能を有していないこともあり、支所の法的位置付けを見直すことになりました。また、支所の事務分掌については、地域連携部の所管業務を主としながら、地域の行政窓口としての機能を一定確保することとしており、今回ご提案の地方自治法第156条第1項の特別出先機関の位置づけは致しません。支所の設置目的については、12月議会において支所設置条例の改正議案を提出し可決いただきました。自治基本条例についても、支所設置条例との整合を図るため、原案通りとします。今後、合併の効果を得るため、本庁も含めて行政事務の効率化と組織のスリム化を図ることとし、支所の業務についても、その支所の状況や地域住民のニーズに応じて随時見直していくことになります。	
第37条	第2項	意見		支所で行う業務の範囲については市長が別に定めるとあるが、「伊賀市支所設置条例施行規則」、「伊賀市事務決裁規程」の改正も今回同時に行うことになるのか。もしそうであれば、規則、規程の改正案も同時に提案すべきであり、施行規則については、改正前にあらかじめ住民(住民自治協議会)の意見を聞き反映すべきである。	総務課	「NO.44」と同じ。	
				「支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。」は、現行の「市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。」としてください。支所の役割は、住民自治の支援だけではありません。また、そうしてはいけません。行政サービスの出先機関として市長の権限に属する事務の委任を位置づけるべきです。市町村合併による住民サービスの低下はないとの約束ではなかったですか。	総務課	「NO.44」と同じ。	

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第2条	意見	48	補無性の原則」の解釈、理解について自治基本条例では、前文や第3条で「補完性の原則」という概念が記述されているほか、第5節柱書きや第37条柱書きにおいて、「補完」という護薬が用いられていますが、これが墓をできって、「相に」と、基本理念で掲げる「補完性の原則」とは全く別次元の用法、解釈です。これが、意図した別の用法であるならさほど問題はありませんが、これが基本理念で掲げる「補完性の原則」とは全く別次元の用法、解釈です。これが、意図した別の用法であるならさほど問題はありませんが、これが基本理念で掲げる「補完性の原則」とは、第37条で示されているような単に市が住民自治活動を補完するとか、または逆に、から自分でです。表見「NO.33でも少し述べましたが、「補完性の原則」とは、第37条で示されているような単に市が住民自治活動を補完するとか、または逆に、から自分でであるという単純な意味ではなく、先ず最小の単位である「個し、から自分でであると、中がです。それが不可能な場合や非現実的な場合に限り、その部分のみを次の段階規模の主体で実施するという発展した概念です。とないらものみを次の段階規模の主体で実施するという発展した概念です。といらあることは自身がでいる。という単分にでは、発発した概念です。といらないとうらさらなもにかかわらす。全く体系化が図らいするとの条例・起則等らな体不実施するというが見たまれていないには、治療とないのかには、でいるに解決していることに他ならないと言わざるを得まません。したがった私はこれまでも、総合も画などのパブリックコメントでもまごの解釈の情況違いを認めたくないからなのかは分かりませんが、市はこれを正す気配はありませんが、その指摘すらも理解できないのか、それともこ正ま気配はありませんが、その指摘がらも理解のできないのが、現まで見まましたが、その経過があるというなりにより、例の地では、から表別の関係で、第5条例の他に関別の規定からしてもまでの条例が出域にこいいは、例えば「飲み水」に関しては、水道法如何に関わら、中に、原規市のより、中に、原規市のより、中に、原理であるにといの表別に対しては、成域上水道に乗るというにとれていないます。このような事は、現在の自治基本条例の規定からしても、全く実行するで施策が対象られような事は、現在の自治基本条例の規定からしても、全く実行するのであり、完全に定める「一様完性の原則」が正しく解釈でことによるものにしたがって、現在の自治基本条例の構造会表員の中に、何人この「誤解釈」に関語を表別に加筆することを定案の解析議会を制していないまま、誤運用している人がいの言できます。これを理解に表したいが、今後の伊賀市の治にされば、第2条例書議会表したが、今後の伊賀市の治には、現を解釈 に対している人が、第2条の開議会とまっていまが、今後の原則」にかはいる人ででで、はたして、現在の自治基本条例の審議会表員の中に、何人この「誤解釈」に関いまる条例書議会表したが、今後の伊賀市の治に対していないまま、第2条例書議会表したがに対していないまま、誤解釈 に対していないまま、第2条例書議会表していないまま、誤解釈 に対していないまま、第2条例書議会と表したがに対しまれば、第2条の開業を表していないまれば、第2条の開業を表していないます。これに対しまれば、第2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2条のでは、2	総合政策課	合併後、地域内分権のレくみとして、行政の業務を狭壌で有効なものと広域で効率なものに整理してきました。「狭義業務」は住民自治が行われる範囲内で、「広域業務」は補完性の原則に基づき広域的に住民自治を補完する行政機能として支所を設置してきまして。来年度から支所は、地域のおける住民自治活動を積極的に支援する機関として位置付けています。	

条番号等	争	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
第37条	解説	意見		解説に具体的な例示を加えていただきたい。 以下の案を提案します。 「定期的な住民アンケートの実施」「中長期視野の地区まちづくり計画の見直し・ 改定」「定期的な規約の見直し」「単年度の自治協活動計画の策定、進捗チェック ならびに総括」「予算・決算」「自治協活動について住民への説明責任」など、地 域における住民自治を積極的に支援する機関と位置付けています。 (※ただし、地域担当職員の支援は問題提起や啓発をするのであって、実務作業を 担うことになってはならない。)	総務課	「NO.44」と同じ。	
第49条		意見		49条にある「他の計画」は何を想定したものなのか漠然としていますから具体性が欲しいです。	総合政策課	第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の各施策に掲げる基本事業中「主な関連計画等」に記載する計画のことです。	
第50条		意見		「市は国及び、三重県と対等の立場に立ち、自治の発展の為に協力して適切な関係の構築に努めるものとする」。これはしごく当然のことと信じて疑わずに来ました。改めて条例に盛り込まれる意義は何なのでしょうか。この文言と全く真逆のことが、2017年に命の水に関わる事業基本計画策定において(否、伊賀市合併のどさくさの時にさかのぼって)記録をだどり、県にも行き、国の各省庁にもいってみましたが、肝心の所の記録開示はしてもらえず、伊賀市の水道事業が県の用水供給事業からはらい下げのプロセスは闇の中であることを知りました。ストーリーがとぎれたままなのです。これは、対等の立場に立っていないことを示唆していると想像しました。更にこの過程と三重県からの払い下げ水道事業の内訳話を市は市民に対して、正直ではなかったことは忘れられません。都合悪くなると口を閉ざすことが度々で聴員さんも苦しかったと思いますが、市民に対しては全ての情報を開示し、正直であったらどんなによかったかと思います。ゆめが丘浄水場(稼働率65%位)の払い下げ全額を8.7億円という破格値でした!とはなんという市民への欺き行為であると思います。県・国と対等の立場に立てる法的な裏付けはあるのでしょうか?空念仏にならないための事項もつけ加えるべきと思います。	総合政策課	広域連携については総務省でも推進しており、今後ますます進む人口減少社会において、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するため、広域的に取り組むことで効果が高い課題、または市単独では解決しがたい課題について、他の地方公共団体と相互に協力・連携を図ることでより良いまちづくりにつなげることが重要であるために新たに追加しました。	
			52	努めるものとする。⇒「努める」にする。定住自立圏は、行政機関としての取り組みは理解できる。絆づくりの補助金を使うとき、行政が窓口でおこなう。無理な補助金制度は自治協活動を損ねる。地域のイベント等の補助金に広域連携に馴染まない。	総合政策課 地域づくり推進課	地域絆づくり補助金については、複数の住民自治協議会(定住自立圏域含む)等が連携し、交流人口や関係人口の創出を図り、コミュニティの醸成に資する事業に対し、補助金を交付するもので、令和2年度に創設しました。当該補助金をはじめ各種補助制度は社会情勢等を鑑み定期的に見直すこととしており、今後の見直しの際の参考とさせていただきます。	

条番号等	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
全般	意見	53	全般を通じて、初見の人にもわかるように解説を充実させていただきたい。	総合政策課	ご意見としてお伺いします。	
			現状、自治協が説明もせずに勝手にやっているという感覚が少なからず住民にはあります。自治協議会のもつ権能を明確にするとともに、住民に対する説明責任を果たす責任も必要であると思います。これからの審議を通じて、条文化を実現させてほしいと思います。	地域づくり推進課	住民自治協議会の運用等に関する事項は、今回の改正とは別に検討していくこととしており、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。	_
			市内39自治協の活動について、学びあうための横のつながりが重視されなければならないと思います。行政当局に対峙するためのつながりばかりではなく、自治協活動をよりよくするための研修が自主的に行われるように行政は支援を進めるべきだと考えます。(教育委員会が「生涯学習」と位置付けている以上、教委の責任も大きいはずなので、その責任を果たしてほしい。)	地域づくり推進課 生涯学習課	・住民自治協議会の運用等に関する事項は、今回の改正とは別に検討していくこととしており、今後の検討に際し、参考とさせていただきます。 ・住民自治協議会の研修については、今年度から生涯学習課と住民自治協議会担当課が合同で、市内のそれぞれの地域における活動事例を通して情報共有を図り、住民自治協議会の皆さんが地域活動の新たな企画やこれまでの事業の見直しの機会となるよう継続して開催します。また、それぞれの地域に応じた生涯学習活動が実施できるよう令和4年度から各地区市民センターに配置する生涯学習支援員対象の研修を実施する中でスキルアップに努めるとともに、相互に連携し情報共有が出来るよう進めます。	ı
		56	伊賀市に居住する在日外国人への市民権利として選挙の権利が伊賀市にはありません。ご検討いただいて書き加えてもらえると幸いです。	総務課	日本にお住いの外国籍の方々の選挙権については、市で勝手に決めるものではありません。 今回の改正では、「在日外国人への市民権利としての選挙の権利」は見直しの対象としておりません。今後、検討する場合の参考意見としてお伺いいたします。	_
		57	自治基本条例の実効性に関して①――施行規則等の運用規定について 伊質市自治基本条例では言及した条文はありませんが、他の自治体では、条例の実 効的な運用を図るべく、施行規則などの詳細な運用規定を設けることが条文に明記 されている自治体もあります。伊質市においても、施行規則の制定もしくは、施行 規則を設けなければならない旨を記載するかどうか、検討する必要があると思いま す。 その理由は、いくら崇高な条文を掲げていても、実効性がなければ「絵に描いた 餅」だからです。私はこの実効性の無さによる被害を現在も日々被っていますの で、必要とあらば、審議会等に赴いて、具体的な事例を詳細に証言する用意があり ます。	総合政策課	伊賀市自治基本条例見直し方針に掲げる見直しの主なポイントとして、条例の構成等について分かりやすい構成とすることとしており、今後引き続き検討を行う中で、自治基本条例を原理原則を記す理念条例とし、運用規定等個別具体的な事項は別条例で規定する方向で考えていることから、施行規則等の策定は考えていません。	_
		58	自治基本条例の実効性に関して② 罰則規定について 地方自治法第14条第3項では、「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くぼか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料者しくは没収の刑又は五万円以下の調料を科する旨の規定を設けることができる。」とありますが、本来こういった罰則規定が無ければ、どんな崇高な条例を掲げても所詮は「絵に描いた」です。市民や当局職員が全員、法令を順守するならそれでもよいですが、そんな完璧な社会ならば、道路交通法にも罰則規定は不要ですし、刑法も不要です。そんな完璧な社会ではないから、地方自治法第14条第3項において、条例への罰則規定の設置が認められていると思います。 これが無いせいで、伊賀市自治基本条例においても規定を逸脱、無視した者勝ち、その被害を受けた者が泣き寝入りをする状態が条例制定以降もすっと続いています。 したがって、罰則規定に関しても、状況を見て検討する必要があると考えます。	総合政策課	この条例は市政の基本事項について定めた条例であるため、罰則規定の設置 は適さないと考えます。罰則規定については、個別条例においてその条例の 趣旨を鑑み設置することが適していると考えます。 (例:伊賀市個人情報保護条例や伊賀市行政不服審査会条例等)	_

条番号等 分割)類 N	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
全般 (現行) 意 第18条	意見 5:		改正みなおし案は、各住民自治協議会で意見交換を行うべきである。 この条例は、自治協議会を縛るものであり、自治協議会員に参加する市民をもし ばるものとなる。主体が市民にあるから市民の声を大切にしなければならないはす です。にもかかわらず、行政の考えを自治協議会及び市民に押し付けるものであ り、民主主義を否定するものである。行政の「人権視点」の観点を入れるという立 場との整合性があるとは思えない。	総合政策課	自治基本条例の改正については、「大筋で異論のないもの」と「今後も引き 続き議論を要するもの」とに区別して改正することで、市民等で構成する伊 賀市自治基本条例審議会で承認いただいております。 本改正案は、その前段部分について審議会における検討内容を踏まえ、パブ リックコメントで意見募集を実施したものです。	
		60	● 市民参加で見直しを ● 市民参加で見直しを ● 市民参加で見直しを ● 市民参加で見直しを ● 市民参加で見直しを しようとするときは、(中略) 市民の参加を図らなければならない」との規定があります。 伊賀市自治基本条例は、「伊賀市の最高規範」「伊賀市の憲法と位置付けた」ものであり、見直しについては、他の諸条例より一層市民の参加を重視しなければなりません。ところが、前回(2012:平成24年)の見直しと比べ、今回は議会と市民に対しての説明、市民の参加機会が極端に少なくなっています。 ① 議員への説明 前回:2回 ② パブリックコメント 前回:2回 ② パブリックコメント 前回:2回 ③ 住民説明会 前回:5回 今回:1回 ② パブリックコメント 前回:2回 ⑤ 自己を開きました。 のの直見交換会 前回:5回 ○ 今回:0回 前回は市議会議員全員懇談会での説明3回。パブリックコメントは2回実施し、5回の住民説明会を開きました。 服後に市議会議員全員懇談会で説明をした上で、議会に諮りました。同日付け夕方に募集開始のパブリックコメントのみです。 パフリックコメントの期間は、規定では「30日以上」ですが、募集開始日と年末年始を除くと実施23日間の短さです。また、審議会議員全員の疑さです。ままた、審議会議員全割している。ままた、審議会議会解」による第1回審議会(令和3年12月23日)からは、わずか3ヶ月、また、2021(令和3)年9月の第5回定例議会で制定された「伊賀市自治基本条例審議会条例」による第1回審議会(2021年11月5日)からは、わずか3ヶ月・3の審議で、管中」予定です。また、2021(令和3)年9月の第5回定例議会で制定された「伊賀市自治基本条例審議会条例」による第1回審議会(2021年11月5日)からは、わずか3ヶ月・3の電話で、「第4年)のであり、改正後も条例の見直しは継続します」となっています。 ● 条例18条1項と2項を整理して検討をバブリックコメント募集要項では、見直し項目の一へ④とも「今年度中の改正を目指すものであり、改正後も条例第18条(条例制定に対ける市民を図3)は、伊賀市自治基本条例18条第2項1号に該当し、「関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合」です。 見直し検討では、条例18条第2項1号と直を整理して、「市民の参加を図らなければならない」1項は「今年度中の改正」に含めず「今後ま1き続き検討を行うもの」とし、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものと考えます。見直しのスアシュールと見直し項目を適正なものとし、市民の参加を図らなければならない」1項は「今年度中の改正」に含めず「今後ま1き続き検討を行うもの」とし、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものとも、市民の参加が保険される手立てを図らなければならない」1項目を適正なものとし、市民の参加が保険される手立でを図らなければならない」1項は「今年度中の改正」に含めず「今後ま1き続き検討を行うもの」とし、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものと考えます。見述の第25年間に対していまれていません。	総合政策課	「No.59」と同じ。 ※自治基本条例審議会での審議は、伊賀市総合計画審議会における審議の経過を踏まえ審議しています。 ※パブリックコメントは、伊賀市バブリックコメント制度実施要綱第6条第 2項の規定「案の公表の日からおおむね30日以上の期間を設けるものとする」に基づき実施しています。	

条番号等	EF.	分類	NO	意見等	担当所属等	回答	反映
	(現行) 第18条	意見		 ◆ 市民参加で見直しを ◆ 自治基本条例第18条の「市は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、(中略)市民の参加を図らなければならない」との規定の趣旨に添ったものとなっていません。 ◆ 伊賀市自治基本条例は、「伊賀市の最高規範」(参考資料2 P-1 伊賀市自治基本条例のボイント)「伊賀市の憲法と位置付けた」(参考資料2 P-9 前文 解説)ものです。見直しについては、他の諸条例より一層市民の参加を重視しなければなりません。 《今回の見直しスケジュール》 ◆ 今回は、市議会議員全員協議会(令和3年12月23日)での説明と、同日付け募集開始のパブリックコメント1回のみで、パブリックコメントの期間が規定では「30日以上」ですが、年末年始を除くと実質24日間の短さです。また、住民説明会も意見交換会も開催する予定は有りません。 ◆ 2021(令和3)年9月定例議会で制定された「伊賀市自治基本条例審議で「答申」予定です。 ◆ 今回は、議員にも市民にも、十分な情報提供と、意見交換の機会を与えず、慌ただしく見直しの結論を出そうとしています。 ◆ 月直しは、条例18条を遵守して ≫ ・ パブリックコメント募集要項では、見直し項目①~④とも「今年度中の改正を目指すものであり、改正後も条例の見直しは継続します」となっています。 ◆ 見直しは、条例18条を遵守して ≫ ・ パブリックコメント募集要項では、見直し項目①~④とも「今年度中の改正を目指すものであり、改正後も条例の見直しは継続します」となっています。 ◆ ①の「基本理念」と③の「新たな視点」の項目は、市民への初めての提案であるとともに、伊賀市自治基本条例18条、条例制定における市民参加)第1項目です。 ◆ ②の「計画の終了」と④の「条例改正内容と整合性を図る」は、伊賀市自治基本条例18条第2項1号に該当し、「関係法令等の制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合」です。 ◆ 見直し検討では、1項と2項を切り離して、1項は「今年度中の改正」に含めす「今後引き続き検討を行うもの」とし、必要な時間をかけて熟議・検討すべきものと考えます。 	総合政策課	「No.59」と同じ。 ※自治基本条例審議会での審議は、伊賀市総合計画審議会における審議の経過を踏まえ審議しています。 ※パプリックコメントは、伊賀市パブリックコメント制度実施要網第6条第2項の規定「案の公表の日からおおむね30日以上の期間を設けるものとする」に基づき実施しています。	
全般	参 考 資 料 1	意見		見直し検討の経過報告をみると、住民生活に直接の関わりが深い。審議会として、 H24年の改定後の総括をされる必要がある。なぜ、このような改正内容が提議され たのか明確にされたい。お願いします。	総合政策課	新市建設計画が今年度で期間を終了することから自治基本条例の見直しが必要となりました。見直しにあたり伊賀市自治基本条例見直し方針に掲げる見直しの主なポイントに基づき、今回は「本来規定しておくべきものや、直ちに見直すもの」についての改正案です。	

(※) 今回の改正内容以外のご意見については反映欄を「一」としています。